

徳島県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

不動土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	久次米 孝司	久次米 孝司	徳島市不動北町一丁目九
同	永井 重雄	永井 重雄	同 不動本町一丁目二三九―一
同	新居 敬一	新居 敬一	同 二二七
同	折野 安弘	折野 安弘	同 不動西町一丁目五九三―一
同	豊 田 昌宏	豊 田 昌宏	同 不動西町三丁目七六五
同	日 野 正美	日 野 正美	同 不動西町四丁目二一五二
同	大寺 義浩	大寺 義浩	同 不動北町二丁目二四三―三
同	犬伏 達夫	犬伏 達夫	同 一一四
同	笠 原 理	笠 原 理	同 不動東町四丁目九四四―一
同	増 井 孝重		同 七〇七
同	堀 江 健三	堀 江 健三	同 不動東町五丁目四四七―一
同	山 本 真男		同 四四九
同	武市 俊之	武市 俊之	同 一四七―三
同		松 本 禎之	同 不動東町四丁目六八〇
同		菅 村 和弘	同 六一九―一
監 事	山 瀬 克裕	山 瀬 克裕	同 不動西町一丁目三四五
同	皿 宮 治		同 不動西町四丁目二三五三
同	佐 藤 義一		同 不動東町五丁目四三八―三
同		榊 博之	同 不動西町四丁目九八八―二
同		山 本 真男	同 不動東町五丁目四四九